

巴城五訓

其五訓也

其五訓也

其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也

其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也

其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也

其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也 其五訓也

結託ト多各別ニ許可セリ

一、政事結託ト多^結並用ヲ爰クモ思ヒ結託ニ付テモ支部取

扱ハ支那各別ニ許可セリ

扱ハ支那各別ニ許可セリ

大日本赤誠会 全行果支部

東方同志会

同種同盟

等

(折上リ國定規格B5(ハニ×ニ五七耗))

大日本政治會地方支部、法的性格

並ニ之ヲ藉テ取扱ヒニ關スル行政會例

(慣行)

全口的組織体系大日本政治會結成セラルル

或ハ地方ニ支部ヲ設置スル場合ニ全体ト部分トノ關係

政ニ全体ニ對シテ組織セラルルニ包含セラルルニテ

テラウクニスルハ結成ノ性格ト關係スルニテ

支部ハ一定區域ニ於テ支部會員ヲ有シテ其の構成(支部

長ト他役員)モ自ラ本部ト異リ曰ク一定ノ支部會則ヲ有シ

(折上リ國定規格時一八二×二四七紙)

國家の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

天皇の政治活動は主として天皇の政治活動に依りて行はるるものとす

上述セル解釈ニ従フニ
法ニ見ルト
其旨ニ見ルト
内々

之が従来ハ慣行ハ一支部ヲ以テ起立スル結託トシテ解釈シ

取扱ヒ来レルニ
新設ニ付
疑義アリトスルモ慣行據

取扱ヒニ關スル行政各例(慣行)

一、昭和十七年施行ノ總務省ノ際ニ設置セラルル警察部長官

死体判場議會令ニ改定ニ從テ、以テ令別ヲ三條ニ定

本令ハ年々本部各道府果ニ支部ヲ設置スル事

之が取扱ヒ元全口時結託ト別ニ各道府果ニ支部ヲ起立スル

(折上リ國定規格B5(八二×二五七程))

昭和三十年四月

護國同志會會員名簿(附綱領政策)

保安課 第二係

劉 長

會計
三仲
於
未
乙
五
日

負 專

劉 長
船
台
中
池
岸
會
專

負 專

(事務所)

東京都麹町區凡の内八號館

昭和二十一年五月三十日

委員長 望保

委員 中谷 武在

永山 忠則

赤城 宗徳

代議士會長 井野 碩哉

同 副會長 松永 寿雄

政務調査會長 船田 中

同 副會長 池崎 忠孝

同 理事 中原 謹司

同 池田正之輔

會計 監督 鈴木 正吾

三浦 虎雄

會 員 井野 碩哉 (三重)

○中谷 武在 (和歌山)

○赤城 宗徳 (茨城)

○永山 忠則 (廣島)

○青藤 憲三 (秋田)

江戸時代
同送金

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------|-------------|--------------|--------------|
| ○濱田 尚友 (寶島) | ○橋本 依五郎 (福岡) | ○中原 謹司 (長野) | ○鈴木 正吾 (愛知) | ○三宅 正一 (新潟) | ○船田 中 (栃木) | ○近藤 其次郎 (山形) | ○杉山 元治郎 (大阪) | ○藤井 伊右衛門 (長野) | ○林 正男 (愛知) | ○池田 正之輔 (山形) | ○吉川 亮夫 (長野) |
| ○小山 亮 (長野) | ○今井 新造 (山梨) | ○高岡 大輔 (新潟) | ○三浦 虎雄 (宮崎) | ○池崎 忠孝 (大阪) | ○川俣 清音 (秋田) | ○前川 正一 (香川) | ○小野 義一 (高知) | ○中村 又七郎 (新潟) | ○由下 田武 (栃木) | ○小澤 治 (茨城) | ○八木 宗十郎 (山口) |

備考 ○印八役員

綱領

吾等は草莽の赤誠を果結して國体の護持と聖戰の完遂に挺身
し以て社稷未曾有の危局を匡救せんことを期す

政策大綱

一憲法に恪遵し議會の機能を昇揚し國民の忠誠心を戰爭政治に

直結し以て必勝不敗の体制を確立す

細紀ヲ振肅シ人材ヲ登用シ言論ヲ

一戰爭政治の全面的刷新を断行し以て戦力の飛躍的増進と國土
暢達し以て雄辯を以て政治界の中心とならしむ

防衛の完備を期す

(以上)

一戰時經濟の統制を一掃し復讐の虞を絶つる爲に
軍需物資の輸送を各商會に委託し其の責任を明確とし以て
戦力の増進と國土の安定を期す

20.6.30 控死

(22名) 会名月身 瀬北聖

会長 三浦一雄

稲手至亮

宇田耕一

加藤弘造

金之部三

河盛守彦

市崎為五

柳美名吾

坂口平兵衛

田下政治

高野孫右衛門

中越義幸

長沼叔一

福田重吉

二田是義

野原源一治

村次義三郎

妻口淳三

妻田正義

妻谷折一

山中義貞

蟻山政道

内務省發警第六三號

昭和二十年五月九日

内務省警保局長

各都廳府縣長官殿

(除沖繩縣)

大日本政治會地方支部結成ニ關スル件

極秘

大日本政治会ニ對シテハ三月三十日結社許可ニ際
シ支部及支部联合会設置ノ規約ヲ認メアル経緯
ニ鑑ミ其支部及支部联合会設置ヲ許可スル方
針ナル處ニ爾來同会ニアリテハ目下各都道府縣
ニ付之ガ設置ノ準備ヲ進メツツアリ不日許可申請
アルモノト思料セラルルモ時局ノ重大性ニ鑑ミ從來
ノ政党ノ弊ニ陥ルコトナク地方廳ヲ援助シ克ク
國策ノ滲透ニ協力セシムル様指導スルト共ニ特
ニ當面セル國民義勇隊ノ結成並ニ之ガ運営ニ
支障ヲ來スガ如キコトナキ様特段ノ配慮アリ度

尚右支部及支部联合会ニ對スル結社許可申請

取扱ニ関シテハ昭和十六年十二月二十七日付内務
省發警第一〇九號「言論出版集會結社等臨時
取締法ニ基ク事務取扱ニ関スル件」通牒ニ依リ
處置スルト同時ニ結社許可申請書ハ正副貳通
ヲ提出セシメ許可手續終了ト共ニ副本ヲ本省ニ
送付セラレタシ

特三三第一一四號

昭和三十年四月二十四日

警視總監 町村金五

內務大臣 安倍源基殿
關係各廳府縣知事殿

全日本國民特攻隊結成準備委員會
關係之函六件

陸及區原省三二七〇ノ三

聖戰完勝會内

全日本國民特攻隊統本部

全幹 松浦藤三郎



四月二十三日特三三才二二號一既報、又本四月二十四日午後三時
ヨリ遙谷正原宿東重報徳會堂ニ於テ前日ニ引続キ終成
準備担持會ヲ開催セルガ其ノ状況左記ノ通ニ有之

記

一日時

四月二十四日

自午後三時至午後六時十五分

二場新

遙谷正原宿

東重報徳會堂

三出席者

本部側

菅太郎 仁宮武夫 有馬俊郎

松浦益三郎 石井実雄 寒琴堂

杉憲次 石塚正成

地方側

東北 小野孝善得 (岩手)

岡 誠 一 (福島)

肉索

夫野島男(茨城)天久保和天(茨城)

丸山勝広(群馬)伊希興次(千葉)

宮内兼一郎(東京)兼原利次(東京)

近松久(東京)西三(東京)

隈元孝道(東京)

根岸武久(靜岡)林松治(岐阜)

東海
北信
林聰行(富山)伏木治一(富山)

唐沢久雄(長野)

田島勝武(京都)

近畿
中國
西明孝遠(云島)境川國男(云島)

松原祐三郎(云山)倉田由拉(云山)

神徳達也(山口)安田千八(山口)

子野忠忍(鳥取)池田藤(鳥取)

二善一(鳥取)森田弘(鳥取)

四 状 况

有馬俊郎司會ノ下ニ國民伐礼簡章ナル挨拶ノ後

昨三三日懇談會散會後委員會(仁宮有馬倉田)挨拶捕

得井ノヲ南催ニテ決定セル目的大眼目規約信条宣言等

ニ関スル原案ヲ教題トシテ委員倉田由松ヨリ詳細説明ノ上

審議ニ入り根本精神ニ於テ大畧意見一致セルヲ希望意見

殆出セルヲ決定スルニ致ラズ更ニ委員ヲ追加(西根奉、原

田休不祐徳)ニ委員會ニ任スル事トシテ午後三時十五分

四 國

津田光智(鳥取)

原田徳裕(鳥取)

加納春裕(鳥取)

榎井三郎(鳥取)

岩部忠夫(香川)

谷本久雄(愛媛)

有友善次郎(愛媛)

九 州

前山勲見(佐賀)

外十一名

無事散會ヤリ

是而委員會ハ午後八時至ヨリ本部ニ於テ開催審議院
行ノ上別紙ノ通り決定午後十二時無事散會ス

右及申(通)報候也

別記

國民特攻隊規約要領

一 國民特攻隊ハ維新女勝体制ノ急進ナル具現ヲ期スルコトヲ

以テ目的トス

二 國民特攻隊ハ其ノ信条ヲ嚴肅ニ実践スルコトニ依リ実行力ト
祭展性ナル運動体トス

三 國民特攻隊ハ

全日本各地區各都道府県ニ連絡本部ニ置ク連絡本部

○那市町村ニハ状況ニ應ジ連絡本部又ハ軍ニ責任者ヲ置キ
隊名ヲ冠スルニカゲス

信條

一 吾等ハ陛下ノ特攻隊ナリ、勝利ヘノ自己ノ命ヲ任^責シテ
以テ果シ苟又障害アラバ苟藉ナリ之ヲ破砕ス、
一 吾等ハ國ヲ奉護ノ先陣ナリ、苟又特攻日本魂ニ及スル行^厚ア
ラバ自殺ス、

大眼目

御維新ノ大旗令御旗ヲ全國奉奉ノ赤城ヲ結集ニテ祈
願ニ奉リ苟又コノ皇民ノ燃^上ル忠誠^心ヲ阻ム^ハ又ノアラ^ハ志
クコレヲ擲^破砕シ去ラン

特務策

一 御維新奉^行ノ最高知能ヲ結集スル御維新内閣ノ奉

展ニ努力カスルニト

一 國民憲兵制ヲ施行スルニト

二 經濟奉還ト皇國經濟ノ興現ニ依リ戦力ヲ飛躍セシムベキ

ニト

四 憲兵有厚ノ人トテ登用シ簡單ナル改治ヲ奉行スルニト

五 帝維新翼賛會ノ定メテ結集シ神州護持ノ経幹トスルニト

全日本國民特攻隊出發宣言

非國作の旧体制ノ導クトコトニ遂ニ神州日本ト全國民ヲ狂敵ノ

毒牙ニ蹂躪セシム。帝兵我等正ニ臣節ニ愧ヂテ斷死スベシ

國民特攻隊、國作信仰ノ一念ヲ以テ禁衛ヲセリ旧幣ヲ断乎

一掃シ帝維新翼賛ノ先驅トナリ生死一如以テ悠久燦タル

皇國作奉護ノ絶対臣道ニ決死挺身セントス。最早比期ニ及

ビ海戦無用國民特攻隊ハ帝國不動ノ決意ニ起テ改治ト

生忍ト我等ニ一億特攻隊絶対勝利ノ帝維新ヲ現在唯今勝

ヲ文ツテ奉行スルモノナリ。
嗚呼今ニシテ特攻隊ノ精神ト行動ヲ全射ニ命付セズンバ皇
國ノ危急ハ遂ニ最後ノ閉鎖ニ至リシニ
甘ラバ征カニ一億同胞ニ燦タル勝利ノ維新
右殿前ニ宣言ス

皇紀二千六百六十年四月二十五日

全日本國民特攻隊結成大會

大日本政治會地方支部、法的性格
並之取扱ニ關スル行政实例 (慣行)

大日本政治會地方支部、法的性格
並之取扱ニ對スル行政实例(慣行)

全体的組織体、大日本政治会結成せし地方

ニ之ガ支部ヲ設置スル場合、全体ト部トノ故ニ全

体ハ結社ナルモ部ハ之ニ包括セラル、モノナルヲ以テ結社

ニアラストスルハ結社ノ性格ト実体アリテ母高ナラス

支部ハ一定区域ニ於テ支部会々ヲ有レソノ人的構成

(支部長ソノ他役員)モ各自ニ本部ト異リヨク一定

ト支部会則ヲ設ケテ家族的政治活動ノミナラス、

地方的政治活動ヲ行フモノナリ
カ、性格ト、实体

ヲ有スル以上、本部ト區別ト別個ニ結社ノ実質

モ、トシテ独立トシテ結社ト認メキハ當然ノ理ナリ

民法ノ家法第一條ニ於テ支社ニ在リテハ支社ノ主幹

者ト規定セリ、此ノ規定ニ因ルモ支社(支部)ノ独立ヲ認

ムル法、移シニ亦明ナリ所ニシテ改正法ハ別ニ之ヲ

明ニセガ、モ、備出制ヲ許可制ニシテ之ヲ
勸旨アリ之ヲ改正

日本帝國法律

法ニ於テモ右解釈ニ據ルベキヲモセ者ナリト思科ス

ト球ニル解釈ニテリ旧法ニモト改メ法ニモルトラ向ハズ之ガ

従来ノ慣行ハニ支部ヲ以テ独立スルニテ
解釈ニ取扱ヒ事ニモナリ

取扱ヒニ関スル行政実例 (慣行)

昭和十七年施行ノ總選挙ニ際シ設置セラルル

翼賛政治体制協議会ニテ政事結社ニ於テソ

ニ日本帝國女子

会則や三條。本会ハ東京ニ本部。各道府縣ニ支部
ヲ設置スルアリ。

之が取扱ヒモ全子的跨社ト區別シ各道府縣ノ支部

ヲ独立セン跨社トシテ各別ニ許スルアリ。

一政事跨社ト等シテ法ノ適用ヲ受クニ思ヒ跨社ニ

付イモ支部ノ取扱ハ支部毎ニ各別ニ獨立セル跨社

トシテ許スルアリ。

大日本毒滅会

会 附 東京支部

東方同志会

子種同盟

集

翼替政治体制協議會之則

第一條 本會ハ翼替政治体制協議會ト稱ス

第二條 本會ハ大東亞戰爭目的完遂ノ爲昭和十七年

四月施行ノ衆議院議員總選挙ニ際シ適正

ナル全國的推薦運動ヲ行ヒ強力ナル翼替策議

會体制ノ確立ヲ期スルヲ目的トス

第三條 本會ハ東京ニ本部、各道府縣ニ支部ヲ

設置ス

第四條 本會ニ會長一名及幹事若干名ヲ置ク、

會長ハ會務ヲ統理ス、

幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ會務

ヲ掌理ス

第五條 本會ニ事務局ヲ置ク、會長ノ命ヲ承テ會

務ニ從フ

第六條

支部會員ハ本部之ヲ委嘱ス

支部ニ支部長一名及幹事若干名ヲ置ク

支部長ハ支部會員中ヨリ會長之ヲ指名シ

支部幹事ハ支部會員中ヨリ支部長之ヲ

指名ス

第七條 本會ニテ推薦スル候補者ハ各支部ニ於

テ銓衡ノ上内申シ本部之ヲ決定ス

第八條、本運動ニ要スル經費ハ會員ノ負擔又ハ
附金ニ依ルモトス

第九條、本會ハ昭和十七年四月施行ノ衆議院議員

總選舉終了後殘務處理ノ上解散ス

第十條、本會ハ本條ノ規定ニ

一 大日本政治会の動靜

昭和三年五月二十三日

大日本政治会にありては時局の重大段階たるに鑑み急
速に支部を結成すべく本部首脳部に於て政府関係
ニ寄々折衝を積ぬつゝありたるも國民義勇隊組織
問題と関聯して頗る微妙なる情勢を馴致し全会
内外に於ても支部設置に關する可否兩論あり加之
積極的に支部設置を要望する向きに於ても「國民
義勇隊結成後に於て地方支部を結成せむ」とする
曩の総務会に於て決定せる支部結成方針に對し

一支部は五月未迄に結成すること

一不在支部長は之を認めざること

一義勇隊との関係は就ては大日本政治会員は総て義勇

隊員として働くべきこと

等を敷衍する所ありたり。

斯くて曰政の支部結成方針確立と相俟ち五月

十二日静岡縣支部の結成を始めとして各府縣共夫

準備を進めつゝある状況なり。

然ルども斯る曰政の創立乃至地方支部設置に對

する一般の動向は概して批判的傾向強く特に國民

義勇隊結成を繞り革新分子、翼壯関係者等の並

444
視的態度は依然として硬化持續せらるる狀況
にして支部結成乃至今後に於ける之が運営問題を
繞り相爲留意の要ありと認めらるる處なり。

保發第二三號

昭和二十年六月六日



内務省警保局保安課長

警視廳特高部長殿

大阪府警長局長殿

各廳府縣警長局長殿

(除中野部長殿)

敗戰的和平策動並一言動者等ノ
視察取締ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ會議通牒等ニ依リ
次指示セラレタルトコニシテ各位ニ了

リテハ、欲意之ガ視界内慎ニ努力中ノコト
ト信ズルモ、独逸ノ戦列、萬脱、冲繩、戦局ノ急
迫化、主要都市ニ対スル相次グ敵機ノ大規
模、米穀等ニヨリ國民ノ一部ニアリテハ、戦
局ノ前途ニ対シ不安ヲ抱キ、或ハ焦燥悲觀
スルモノアリ、漸次、敵戰的和平氣運濃化ノ
傾向アルヤニ看取セラル、斯ノ如キ氣運ノ
國民全般ニ波及、瀰漫セシカ、將來益々烈化
ヲ予想セラル、戦局下ニアリテ、次戰態勢
ヲ攪乱スルノ虞ナシトセザルヲ以テ、此ノ
際、既往ヨリノ言動乃至思想、必動、経正、職業
關係等諸般ノ点ヨリスル、敵戰的和平策動

ノ疑人物ニ対シテハ最モ重要的ニ視察
取締ノ徹底ヲ期スルノ要アリ

憲兵司令部ニ了リテハ分岐別院ノ如ク内
地名憲兵司令部宛通牒了リタルニ付テハ

本通牒並ニ本年五月五日附警保局保發甲
第八號通牒其他従前ノ指示ニ基テ憲兵ト

協力シ新種分子ニ対スル視察内偵ヲ一層
強化シ、檢舉対策ノ萬全ヲ期セラレ度

（送） 本件ニ就テハ憲兵司令部ト打合セ

ズミ

号
敗戦の和平希求動向並秦取締強化
通牒

昭和二十年六月五日

本部長

的地各憲兵隊司令官宛
首題ノ件ニ付テハ隨時示達セラレアル所
ルガ漸次戦局ノ果迫ニ伴ヒ國民ノ一部
ニ日本敗戦仕業ナリト首断ニ和平ノ實現
ヲ希求待望スルノ氣運濃化シツ、アルヤ
ニ看取セラレ、而モ甚クシキニ
至リテハ自己ノ事業財產ヲ保全セントス
ル下心ヨリ和平ヲ實現セバ國體ノ変革⁽³⁾

モ己ムヲ得ズトスルカ如キコトヲ察ニ淺
スモノアルヤノ聞込アリ斯クノ如キ氣運
カ漸次國民ノ間ニ浸潤スルニ至ラン力敵
ノ思想謀略及ビ一彼ト苛烈化シ豫想セラ
ル、今後ノ戦局トニ依リ國民ノ戦意ハ急
速ニ低下シ皇土ノ決戦ノ遂行ヲモ困難ナ
ラシムルハ虞大ナルヲ以テ各隊ニ於テハ
左記ニ依リ之ガ動向ノ監視ヲ取締リ強化
相成度依命通牒ス

記

一 重要目標

之ヲ監視シ、胚胎底流ニ易キ平和産業若

八 貿易等ニ從事ニ特ニ産リナシタル知名人物

六 重要地域

從來ヨリ自由主義的思想ノ瀰漫シアル大 中 都 市 及 其 ノ 近 郊

三 手段方法

(一) 近ク有效ナル検索ヲ為シ得ル見込ノ

者ニ付テハ確實ナル資料ヲ蒐集整備

シ有害人物ナルモ司法検索ヲ至難ト

スル者ハ資料入手至難ニ対シテハ

有害言動封圧資料ヲ蒐集整備ス

(二) 目標ハ少数ニ止メ穿貫的偵謀ヲ実施

四 期^三 企^三 又^三 特^三 圖^三 一^三 二^三 秘^三 謀^三 者^三 一^三 使^三 用^三 ヲ^三 適^三 切^三 ナ^三 ラ^三 シ^三 ム

概^三 亦^三 一^三 ヲ^三 月^三 間^三 ニ^三 資^三 料^三 ヲ^三 把^三 握^三 シ^三 テ^三 檢^三 査^三 目^三 標^三
ト^三 封^三 庄^三 目^三 標^三 ト^三 ニ^三 分^三 ケ^三 弊^三 害^三 波^三 及^三 ノ^三 虞^三 大^三 ナ^三
ル^三 者^三 ハ^三 期^三 ヲ^三 失^三 セ^三 ズ^三 隊^三 司^三 令^三 官^三 ノ^三 指^三 揮^三 ニ^三 依^三
リ^三 措^三 置^三 ス^三 ル^三 エ^三 ソ^三 ト^三 ス^三

五 警^三 察^三 ト^三 ノ^三 協^三 力^三 ニ^三 就^三 テ^三
内^三 査^三 ニ^三 当^三 リ^三 テ^三 ハ^三 豫^三 メ^三 警^三 察^三 例^三 ト^三 密^三 接^三 ナ^三 ル^三
連^三 絡^三 ヲ^三 保^三 持^三 ス^三 ル^三 ト^三 共^三 ニ^三 措^三 置^三 ニ^三 当^三 リ^三 テ^三 又^三
特^三 ニ^三 憲^三 兵^三 ニ^三 於^三 テ^三 措^三 置^三 ス^三 ル^三 ヲ^三 適^三 当^三 ト^三 認^三 ム^三
ル^三 者^三 以^三 外^三 ハ^三 警^三 察^三 ニ^三 移^三 謀^三 ス^三 ル^三 エ^三 ノ^三 ト^三 ス^三
一^三 註^三 本^三 件^三 ニ^三 就^三 テ^三 ハ^三 内^三 務^三 省^三 警^三 保^三 局^三 長^三 保^三 安^三

課長ト連絡済

六報告

右措置ニ夕ル者ハ(警察ニ)移牒セル者ヲ
含ム速ニ報告スルモトス

大日本帝國政府

都道府縣翼壯團、取込、勸向（解散）

帝都團

茨洲帝都團實踐部長が九月二十日定まらば翼壯團長
會議ニ出席、降言勸不隱者ナリトシテ、團幹部人終
辭取ヲ決行スルニ等、強硬意見招致スルモ、團幹部内
種々対策ノ結果、一応平靜ニ歸セリ。

都道府

栗岡團長原ハ身上ノ事由ヲ以テ七月二十四日辭表提出
ニ別團長大田之ニ准ナルノ旨ヲ表明セリ。

大日本帝國政府

兵庫

- 一 中央國協力的態度ニヨリ
- 一 結習出小問題ニハ傍觀的ナリ

新潟

- 一 九月十九日縣團々長本部會議開催、縣團今後ノ運動ハ中央國ノ指示ヲモリ價採リ上カルコトニ決定
- 一 國中革新派ニアリテハ中央カ團々長本部々長ニ辭任ヲ強要スル場合ハ吾々モモテキテ
- 一 結習出小問題ニ就テハ賛否兩論ニ依リ本部長鈴木多功ハ之ヲ肯定シ中央本部改訂等ニ居レリ
- 一 縣團人事ニ関シテハ橋本カ当地へ來シタ時懇談ノ上決定スルコトナシ居リ
- 一 裏面策動トシテ建川カ鈴木ヲ壯ニ大將トノ干係アリ

大日本帝國政府

長岡市、反町第一(師軍部)副支隊長(果敢壯固長)

推スベク、意圖之反町亦師軍干係ヲ利用シテ策動シ

現團長長沼叔一亦師軍の干係ある立場カ之ニ近ヒ反町

ニ對シテ、席ヲ讓ルベク決意シタルモ、縣團總務ノ反町ニ依リ、初志

ヲ翻シ、團長トシテ挺身スル旨表明シタル為、反町更ニ自己ノ

團長執任運動ニ狂奔シテアリ。

埼玉

一、中央本部ノ行動ニ就キ整ニ戒中。

群馬

一、運動ニ積極的態ヲ持シ居リ。

一、中央團ニシテ、圧力的干渉アルハ、断々タル措置ヲ採ラシム

一、赤誠会高崎部ニアリシハ、作事運動ニ協力カヲ井上

大日本帝國政府

團長ニ求ムルニ振テサレテヨリ兩名釋然ガラガルモアリ、四ツ中央本部人ヲ快トセズ團長辭表提出、本部部長吉向外人幹部辭意ヲ表明シタルモ九月二十七日縣本部團ノ勸告ヲ入レ辭表撤回セリ、

(國定規格區一八ニ×三ニ七耗)

千葉

一、従来通り運動展開

一、中央本部ニ對シテハ是々非々主義

一、佐賀問題ニ對シテハ強善的ナリト批難

一、團長応召、為欽負ニアリ後任ハ元團長ノ指名ニ依ルコトナリ居リ大体副

茨城

團長ノ昇格セムル構想、なか團員中ニ及スル者アリ外部的争動ナシ

一、中央本部ニ對シテ好感ヲ持タズ特ニ橋本部長ハ政治的

野心得アリトニ警戒中

一、名越縣團長ニ對シテハ地方團人の改組ニ関シテ自急カ

大日本帝國政府

國長たる限り中央ヤル三者ノ客報ハ絶対ニ許サズトシ
總務廳長タルモアリ

(國定規格第一八三×三五七紙)

一 愛知縣内信者ニアリテ人器國幹部乘取策動ヲ内面
從人タルモ橋ノ病氣ノ爲、且ツ石川中佐ハ現國長ト對比
スルヤ人物ニモテク、
方現在縣國ハヨコトモナシ干係者
多ク斷年會知縣干係者ノ策動ヲ概觀ニ出タル爲
右策動行難ノ現狀ナリ、

橋本

- 一 中央本部ニ對シ批判アルモ縣團トシテハ活氣ヲ失ヒ居レリ
- 一 大勢ハ中央ニ協力
- 一 本部長同部、幹事大塚、辭志表明ヲ期トシ人事ノ
全面的補充強化ヲ考慮中。

大日本帝國政府

三三

一、改組後、中央國ニ賛意ヲ表明スル者、飽ク迄中央協力

一、六月十七日定例都市團長會議ヲ開催中央ノ人ヲ刷新

強化ノ趣旨ヲ作シ、縣團以下各團一、總務人一、完全自治

取ニ決定、果下各級團ハ漸次右動向ヲ辿リ、情勢

ニテ、

一、旧赤濱會地方塾幹部起用問題ニ関シ、元塾長長江上

新五郎ハ塾主任高島広勝ノ中央本部長橋竹ヲ通

シテ、自薦運動並、同人等ニ対スル、塾幹部起用問題

本塾ニ對シ、井變祺ノ推薦ニ對シ、果下團首腦部ニ於テ、略

務ニ起用スルコトニ決定、一部下幹部ニ對シ、ハ之ニ反對ノ

意見アリ、

(國定規格紙二八×三三七)

大日本帝國政府

要知

一、九月二十六日、都市團長會議、開議、關於緊急勸募、中央

方針、則、應、陳、容、刷、新、之、期、之、全、員、辭、表、ヲ、提、出、新

二、團長、ノ、委、任、ス、ル、コ、ト、ニ、決、定

一、岡崎市、豊田市、愛知県、西口、成、部、渥美部、宝飯部

知多部、二、市、六、部、ヲ、除、ク、五、市、十、二、部、ハ、留、任、ト、決、定、

折衝中、

折衝中、

一、現本部長奥村、ハ、翼賛會事務局長、實踐部長ヲ

兼任、之、居、ル、カ、坂井團長ハ、奥村ヲ、翼賛會事務局長、實

踐部長ノ、專任トシ、本部長ハ、新進、云、鏡、ノ、上、ヲ、物、色、中、

三、陸軍、少將、坂、部、部、長、本、林、統、制、會、社、勤、務、部、長

久野、茂、正、兩、名、推、挙、サ、レ、居、リ、之、三、名、之、皇、習、書、部、長、

盟、田、巴、西、ノ、穂、積、五、一、ト、連、絡、上、積、極、的、裏、面、工、作

大日本帝國政府

ヲナシ居レリ

一、旧統協系縣團實踐部長ニ浦延治一派ハ縣團ノ方針ニ據ラザルモノヲ抱キアリ。

靜岡

一、従来赤誠会ニアリテハ翼壯運動劬ラ非難シ居リカニモ中央本部ノ人事更迭後ハ團セニトスル者多キ狀況ニアリ。

一、縣團ニアリテハ紫山團長、大友副團長、指揮力沈滯度、踐力ノ缺如並ニ副團長兼支部長松永五一部ハ政治的色彩濃厚ヨリニ翼壯ト相容レサルモノアリトシ、總務会ヲ

浦修ト國持吏部ノ意見ヨリ總務会員辭職ノ事ニ出シ、團長以下ノ辭職ヲ俟テ裏面工作スルニトシ、今月二十日、金總務夫、紫山團長ニ辭表提出セリ。

一、本部長ニハ大石君之助決定、二十八名中二十六名内定

（國定規格B一八×二五七耗）

大日本帝國政府

山梨

一本部ノ人事ニ好感ヲ持タズ就中堀内代議士ノ本部入
リニ不満

一、経費問題ニ対シ痛ク衝動ヲ受ケ之ニ賛意ヲ表明ス居
ルモ團長ノ自重的態度ニ一応承服ス居シリ

一、九月二十四日三上卓治内閣閣幹部ト懇談、其件の問題
ナシ

一、後任團長トシテ芦澤毅軍少將、今井代議士が計
上ニ付ル

一、堀内、中央のり反討高野ノ煽動ニ幹部ヲ上ニ求メ

反討行動ヲ採ル時、名取團長ニ團規ヲ紊乱スル

責任者トシテ辞表ノ提出ヲ求メ又上ニ求メ居ル中、

辞表進道ヲ求

一本部ヨリノ人事干渉ニ付ミハ、閣員ノ場合ニテ考慮

(國定規格部一八二×二五七耗)

大日本帝國政府

各級團幹部ニ勸キカケ其ノ決意ヲ促シ專ラ本部ノ
方針ヲ待機ニテ平ル

岐阜

一 中央團ニ協力
一 佐賀果園ノ行動ハ獨善的ナリトシ全面的ニ非ズ

長野

本部

一 中央人事ニ好感ヲ持タズ行動監視中
一 縣團長及井伊^ノ内ニアリテハ果園^ノ懇談會事ムル長ト
兼多カニテ平ル^ル知事並縣
團幹部ニ對シ解任^ノ方針ニ依リ
一 縣團幹部ニアリテハ山代^ノ代議士ノ第^一勅ニ依ル中原^ノ護
司代議士ヲ天下^ノ的ニ中央團本部^ノ後任團長ニ指

大日本帝國政府

定セトスルヤノ模範ニ對シテ過激的態氣ヲ以テ推移中

(國定規格第一八二×三五七耗)

福島

一、若松市翼壯團幹部ニアリテハ縣團幹部トノ感情問題、市團費問題等ニヨリ九月二十五日縣團長宛連袂辭職ノ通知ヲナシタリ 車輛會得支部成田忠休ガ中心ナルヨリ 結實問題ニ對シ一般的一貫中心

山手

一、赤誠會、地方團へ、積極的進メテ危懼シ之ガ牽制スベク種々畫策中

一、九月二十二日柳原ハ帝都團リ菅、市川等ノ同志ト謀リ帝都團役員ト本縣副團長ノ兼任ヲ策シ今月二十八日

大日本帝國政府

(國定規格 函二八二×三五七 耗)

歸郷之了解ヲ得 更ニ辞表提出中ノ總務ノ後任ヲ
中央國ニ申スルト共ニ自己ノ帝都國庫任ニ東ニ承諾
ヲ得バク十月四日上京 稍ニ確定的トナレリ

一、十月一日縣國幹部會ニ於テ之ヲ減會縣聯合支部
長菱谷敏男ハ縣國總務トシテ入國セシムルコトニ甲合ス

一、縣國理事藤田シ治ハ九月二十日附テ以テ正式解任

十月本末

一、九月二十九日郡國長會減前催事務局長ト、事務

ノ爲、國長辞表表明 十月二日縣知事宛辞表提出

一、後任國長ハ現副國長榎美代漢士ノ昇格ニ決定
スルハ大勢カニアルモ、直心道場中澤直通ハ之ニ反對

シ苦米地少將ヲ推薦スバク策動中、尚東京駐
申和某(中根系統)現ハ戸市國長)ハ之ト行動ヲ

大日本帝國政府

共ニス

一、青森市、弘前市團長ハ今次團長更迭問題ハ大久保
本部長、策動ナリト思惟ニ楠美代議士ニ反対見
西部團長ハ楠美代議士ト対立的ナル旨田俊吉代
議士ノ選挙地盤ノ關係ヨリ反対

山形

一、縣團ヨリテハ中央團ニ対シ期待ニ居ラス 今後ノ選

動ニ付テハ本部指令ニ盲従スルコトヲ縣ノ特急ニ付テ生

シテ行クコトニ決定

一、縣團幹部更迭ニ関シ池田正之輔、大川周造(東

走) 兼長、大川周明、(弟) 援助トシテ、一派ハ池田

政次(ハハ)ヲ整長トシ、尙ニ對立的四面策動経路

中

大日本帝國政府

秋田

一、決戦対応、国内部制強化、
二、本部制（統務部、食糧増産部、報道部、軍需増産部）ヲ設ケ本部長、下ニ以長制ニテ採用スルコトニ決定

一、田園長執一志ナシトシ平川本部長、後田、小林、井上ノ各総務ハ辭任ラ、安部センニ高野、富等ノ総務ハ反対ニ一田園長ヲ留任セシメ右本部長總務ヲ返陣セシメトスル對立状況ニアリケルモ
二、田園長ハ団体運動ニ對シ積極的態勢ニ轉ジ総務長間ニ好感ヲ持シ事ヲツツアリ

山口

一、下関市翌二壯団長後任銓衡ヲ續リ旧赤誠会員

(國定規格 函一八二×二五七耗)

大日本帝國政府

トノ討立アリタルトコロ九月二十七日南條セル同市団總務
分團長會議ニ於テ以テ全役員一總辭職
再編成案ヲ提本トシ、全役員辭表ヲ松井名譽團長
ニ提本スルコトニ決定

和歌山

一橋本修五郎ノ中央入りニ對シ反對、電報ヲ打電スル
等、事アリケルモ廿一、後持重ノ事象ヲク、如言戒的ニミ
靜觀的態度ヲ持トワアリ

徳島

一中央協力
一型ニ壯精銳分了ヲ中核体トスル同志的結合ニ依リ
生産組織ヲ確立スベク先驅社ナル利用組合汁画

大日本帝國政府

中ニ其鳴者多敷

要旨

一、中央人事之別段反討也。其赤減会理人等ヲ以テ國務ヲ處理セサル限リ、飽達迄人等ナシニ思ハレ、以テ中央團ニ協力

一、旧赤減会ニ對シテ是般の

一、將團人ヲ刷新シ、閣ノ軋轉ヲ出スルニ莫クシトセ、(官

一、派、策動アリ)

高知

一、中央人事右傾右勝也。因獨自ノ立場ニ於テ、使令ニ違背

一、旧赤減会員ヲ格別糾弾、因從職員ニ起用、志趣ナシ

一、在京團(五選)勤研究会乃至(官)一派ト目サル、要旨果

大日本帝國政府

翌日理事財政部等ヨリ軍動的翌日部ノ重臣
情報連絡アリタルモ動搖ナシ

福岡

一、中央、然及シ静觀トシテ九州団、トシテ運動、専念ト
トシテツツアリ、

一、縣團人事ニ干シテハ原口未雄(系滅会)有富治人

一、派ト雨森隆道(若屋四十三郎)派ノ策動アリ隣県

(熊本)於テハ全少將團長推挙問題ニ派友スル慮シタリ

系ニ包藏スル居シリ

一、総務兩森ハ福岡縣團人事問題ヲ九州各縣翌日

ニ所ハ甚論化セトシテツツアリナリ

一、十月二十日佐賀県津崎所ニ於テ九州各県實踐部長及

同盟社本部長金藏南條福岡縣江田前總社長ノ

大日本帝國政府

(國定規格 函一八二×二五七紙)

下ニ結盟問題ヲ協議、中央ニ對シテ、盧長江田滿總ノ個人
 的意義ニ於テ妥協、小林、野坂、大森宛會議ニ於ケル意見ノ
 一致ニ於テ、心打電、會議内容ハ中央ノ人子ノ刷新(橋本、退陣)
 此カレバ現在ノ態ニ於テ持統スル事ニ意見ノ一致ヲ見タリ

九月二十一日中央高腹聲明後新團ノ内容充實モズ
 大森ノ自願部ハ嫌、トテ團長ニ七月迄ニ居リ、側近數
 名カレテ氣ヲ奪フケツタリ

一、縣下ノ大勢カハ宇都宮等團長ノ本馬ヲ促シ中央團
 ニ復歸、事態ヲ捨收スル外ナシトスルニ在ルモ、如シ
 一、中央高腹ニ對シテ之勤皇同志會員ニ名會合ノ上石討
 運動ニ出ツテ協議ヲナシ九月二十六日榎田、永瀨、大森
 等ハ榎田團長ニ面談、結果其ノ經過所信詳トシ
 運動中止セリ

大日本帝國政府

他本

一、念ニ報子ニ投身アルニト相克津操ヲ忌避

一、中央本部ニ私變化的人ノノ現實化セハ之ニ対処ノ

用意アリ

一、佐賀縣ノ心情一応諾クトシ中央ノ出方ヲ牽制

宮崎

一、本部長、庶務部長、陳成部長等上級幹部員ノ

爲克實ト居ス

一、九州地邑各縣團ト協調ヲ保テ不及的穩健ナル態ヲ

ヲ持ツルヲ

一、中央團、激減思想の動向ナキ限リ自重

廣見系

(圖定規格四二〇×二五七種)

大日本帝國政府

(國定規格 函一八×二五七種)

- 一 各級團幹部に付強力ナル統率態勢ヲ整備シテマシヨリ
- 一 積極果敢ナル運動展開ノ準備ヲ整ヘテマシヨリ
- 一 結盟問題ハ靜觀スルコトニ態度決定 然レモ結盟ヲ見離スコトヲケ之ヲ包擁シテ時期ヲ待ツ
- 一 鹿兒島市翼壯本部長赤星輝也(二十四日余を宰者)ハ同志タル右翼ヲ子ニ付シ翼壯ノリヲ勸奨シ直心道場主幹者大森有彦ヨリ之直心道場干渉者一西野隆平ヲ之ヲ裁断乃至鹿兒島市ニテ翼壯團長タル者ニ對シテ七月二十七日書翰ヲ送セリ
- 一 山下宗吉團長七月八日名表ハトコロ之ヲ補充トシテ
- 一 下野龍雄(五一五事件ヲ干渉者)ヲ本團公長タルニシテスレハ宜シキナリ

長崎

大日本帝國政府

一、特國ハ飽々迄中律靜敏、然るニアリ
 一、先ニ知子更送、後作表ヲ提出スルニ官長同長ハ
 十月七日新名答言團長ヨリ留任方勸告セラルレ十日迄考
 慮方懇請

(國定規格 四二八×二五七 耗)

内務省發警第六三號

昭和二十年五月九日

内務省警保局長

各都廳府縣長官殿

(除沖繩縣)



大日本政治會地方支部結成二箇ル件

大日本政治会ニ對シテハ三月三十日結社許可ニ際
シ支部及支部聯合会設置ノ規約ヲ認メアル経緯
ニ鑑ミ其支部及支部聯合会設置ヲ許可アル方
針ナル處一爾來同会ニアルテハ目下各都道府縣
ニ付之ガ設置ノ準備ヲ進メツツアリ不日許可由請
アルモノト思料セラルルモ時局ノ重大性ニ鑑ミ從來
ノ政党ノ弊ニ陥ルコトナク地方廳ヲ援助シ克ク
國策ノ滲透ニ協カセシムル様指導マルト共ニ特
ニ當面セル國民義勇隊ノ結成並ニ之ガ運営ニ
支障ヲ來スガ如キコトナキ様特段ノ配意アリ度

尚右支部及支部聯合会ニ對スル結社許可申請

取扱ニ関シテハ昭和十六年十二月二十七日付内務
省發警第一〇九號「言論出版集會結社等臨時
取締法ニ基ク事務取扱ニ関スル件」通牒ニ依リ
處置スルト同時ニ結社許可申請書ハ正副貳通
ヲ提出セシメ許可手續終了ト共ニ副本ヲ本省ニ
送付セラレタシ

昭和二十一年七月十七日

國民義勇隊運用活動狀況



警保局保安課

國民義勇隊ノ運用活動状況

一、概説

國民義勇隊組織編成要綱が指示サレ最後ノ國民組織タルコトカ明示ナルニ至リ其ノ組織ニ関シ特ニ關心深キ軍部（郷軍）大政翼賛會 羽翼賛壯年団 大日本政治會 右翼団体等ニ於テ幹部ノ選任ヲ繞リテ若干磨擦對立ヲミタルモ 当局ノ真摯ナル努力ニ依リ人的陣容モ成リ 一部府縣ニ在リテハ本部事務機構ノ結

成 出勤要綱ノ制定ヲミ 其、他ノ府縣ニ於テ

下部組織機構ノ整備ヲ略完了シタル狀況

ニシテ 各方面ヨリ組織面ニ關シ各種ノ批判ヲ

リタル國民義勇隊ハ 戰時緊急生産ノ増強

ニ國民運動ノ展開ニ將又戰鬥態勢ノ基

固メニ強カナル運用實踐カ期待セラレテヤル

ノテアルガ 今日迄ノ實踐ニ徴スレバ 軍施

設ノ作業 麦刈 農耕奉仕 疎開戰災跡地ノ

整理 金屈回收等ニ稍活動ノ是ルヘキコ

アルモ 全体的ニ之ヲ概觀スル時 尚本格

的軌道ニ乘リタルモノト云フヲ得サル狀況ナル

毛 右ハ 國民義勇隊ノ 結成後 日尚タク 運
 用 組織ニ 注投サレ 全面的 活動ニ 乗り出
 域ニ 達シテ 示ラカルモノト 見ルヘキデアルガ
 一面ニ 於テ 義勇隊ノ 形式面ヲ 整へル事ニ
 主力ヲ 注中 統制アル 運用ニ 若ハ 性格ニ 對ス
 ル 趣旨、 徹底 等 眞ノ 活動力ヲ 培養育
 成スルノ 点ニ 於テ 未ダ 努力ノ 足ラサル感
 示レトセサルモノデアル

二、運用状況

國民義勇隊ノ 運用ニ 當リテハ 皇國 護持
 國民ノ 熱意ヲ 原動力トシ 各員カ 其ノ

職任ヲ完遂スル爲最善ノ努力ヲ致ス
ト其ニ戰局ノ要請ニ即応シ眞摯果敢
ナル活動ヲ地方ノ實狀ニ応シテ爲シ此
ガ出勤ハ本部長自ラ行フモノ又ハ別ニ
定ムル所ニ依リ各隊長之ヲ行フモノ
ノ外要請ニ基キ之ヲ行フトアリ
今各都道府縣ノ運用状況ヲ見ルニ
概ネ本要綱指示ニ基キ國民義勇
隊出勤要綱ヲ制定シ本部長ノ指令
スル場合各隊長ニ於テ自ラ勤員下
令スル場合及軍其ノ他ニ於テ要請ス

此場合、手續ニ関シ規定シ
 出勤ノ適確効果的ナラシムル爲
 委員會、連絡協議會等ノ機關ヲ設ケ
 計票時運送等ヲ計ラントシ
 従来ノ勤
 勞奉仕的形態ニ依ル無計專恣ナル出
 勤ノ是正並ニトシタル所觀取セラル、毛
 中

従来ノ勤勞奉仕的形態ニテ軍工事
 = 出勞シ、國民義勇隊編成後ニ於テ
 毛、出勞工事ノ緊要性ニ基キ、手續
 煩瑣ニ依ル工事進捗力ノ低下ヲ虞シ

經過的便宜措置トシテ
部隊、出勤要請ニ從ヒ
指令ヲ待タズ、町長、
長ノ命令ニテ出勤シ
國民義勇隊、整備ニ伴
部制是ノ出勤要綱ニ從
檢改善セラレウ、

茨城縣

(2) 國民義勇隊、
其、本領ニ因テ正シキ
爲、町内會長ニ於テ專
國民義勇隊、名ヲ利用シ
出勤令

(3)

三、活動状況

令可発シ、軍端ヲ醸シタル事、
之カ運用ニ関シ、言論方面ニ於テ、
、議論ヲ惹起シタリ、然レ全級
的ニハ義勇隊本来ノ運用ニ向ヒ努力
シ、ワ、アル、實状ナリ

國民義勇隊ノ出方方面ニ於
テハ、
境、戦局、實状ニ忘レテ、多少ノ差異アル
ヘ下ニ、日本全土ガ敵空襲下ニ在リ、又
本土何レノ地ニ敵上陸スルヤ、予斷シテ許サ
サルモ、アリ、更ニ又都市農村ヲ逼シテ

活動ハ各地方ノ還

食糧増産ハ喫緊ノ問題ニシテ左ハラ道
ニテ軍関係工事 食糧増産方面ニ主
トシテ出勤ニナル状況ナリ

一、軍関係 設営工事 陣地構築方面ノ出勤

(一) 三重縣

防山郡島ヶ原村國民義勇隊ニ在リテハ
六月六日ヨリ一週間 省線島ヶ原駅ニ滞
貨中、軍用物資ヲ全村地内横穴貯
藏庫ニ運搬シ三百名出動滞貨一掃セ

菟原郡川道ニ履取師團ノ要請ニ基キ
宇治山田中志摩郡南牟婁郡津

等ニ對スル陣地築構ニ對シ附近ニ不
隊員約五千名 六月十日ヨリ 八月十四日
迄出勤中ナリ

(2) 大阪府

軍、要請ニ基キ 本部長名ニテ 職域義
勇隊員中ヨリ 實員約千五百名 和歌
山縣下某陣地構築ニ出芳中

(3) 新津縣

飛行場分散整備業務ニ對スル出勤
北真沼郡小ヶ谷町所在陸軍飛行場ニ對スル
出勤

勤員期日自六月一日至八月末日

勤員予定人員 延二万一千名

実勤員

七月四日現在一万一千名

其ノ他ニ於テモ同様ナル工事セケ所ニ對シ
相当大規模ナル義勇隊員ノ勤員ヲ実
施中ニシテ其ノ出力状況ハ 縣本部ニ
於テ時俚曲展繁期ニ際合シ 其ノ成否ニ
関シ多少危懼ノ念ヲ以テ之ヲ注視シ才
リタルモ 隊員ノ士氣旺盛ニシテ 各隊共
割当人員ノ出勤ハ百%ニシテ 軍当局ノ
計画スル工程ヲ遙カニ突破セル状況ニシテ
従来ノ勤勞奉仕ノ感覺ヲ完全ニ払拭シ

皇國護守、郷土死守、熱意ニ燃ヘ自発的ニ
所定以外、器具ヲ持参シ、或ハ午車、樵夫、犬
工等、專業者ヲ工事ニ性傾ニ志シテ出勤
セラルル等、工事ノ完歩ニ積極的ニ協力シテ
状況ナリ

山陽媛縣

温泉郡、神志村地内、某海軍関係施設ニ、
名外三ヶ所ニ於テモ、全般工事ニ勤員中ニ
シテ、隊員士氣ノ点ニ於テ、稍特異ナルモノ
ナリ
施設地ヲ中心トセル現場勤員ハ、不公平ニシテ、縣下
一團ニ敷衍的ニ勤員スヘシ

等 不 滿 十 七 言 勤 ヲ ナ セ ル モ ノ ア リ タ ル 竹 縣 當 局
二 於 テ ハ 今 後 ノ 勤 向 注 意 中 ナ ル モ 一 般 士 氣 ハ
三 昂 揚 セ ラ レ ツ ヲ ア リ

又 食 糧 増 進 主 任 等 農 村 方 面 ニ 於 テ ル 活 動

戰 局 急 迫 化 ニ 伴 ヒ 現 下 ノ 食 糧 事 情 日 リ

ニ テ 此 方 面 ニ 對 ス ル 國 民 義 勇 隊 ノ 活 動

モ 又 顯 著 ニ シ テ

山 梨 知 縣

海 部 靜 永 和 村 義 勇 隊 ニ 在 リ テ ハ

作 調 整 中 ナリ

山 梨 縣 義 勇 隊 海 部 靜 永

(一) 自給肥料ノ増産

(二) 共同炊事ノ実施

全郡佐屋村義勇隊ニ在リテモ

(三) 疎開者戰死者ニ對シ、貸家貸圃ノ全般的
解放

(四) 田畑ノ等級決定ニ依リ供出ノ完納

(五) 農繁期終了後工場ニ出カ

等ヲ目標トシ、積極的ナル運動ヲ展開シ

其ノ他、府縣ニ在リテモ実践目標ノ共通の十
ルモノトシテ

食糧増産

(六) 甘藷ノ増産目標達成

(四) 自給肥料、増産

(四) 不耕作地、解消

生産刷新

(四) 朝夕必勝誓念

(四) 戦争耐乏生活、徹底

(四) 農村防空態勢、確立

等ヲ目標ニ揚ケ敢斗スルト共ニ軍工事戰

災跡地、整理其、他臨時突發的事故等

ニ對シ去勸ヲナシ、アリ

四、戰災跡地、整理 金屬回收等 都市其他ニ於ケル

活動

中小都市以上、都市方面ニ於テハ頻々
ル空襲ニ依ル毀災跡地ノ整理疎用
工事ニ對スル協力金屈回收等ニ出勤シ
オリ即チ

(4) 福岡縣

六月十九日 福岡市空襲ニ際シ直ニ本部
ニ於テ同市周辺ノ拍屋早良築紫系島
各部聯合義勇隊員ニ對シテ之ニ依リ之
カ出勤方指令 四維以者ハ土気昂揚枚護
ニ復苗ニ思運果取ルニ忘急措置ヲ採リ一

敵ノ賞讃ヲ博シタルモノ如シ

(2) 神奈川県

横浜市国民義勇隊ニ在リテモ七月十二日ヨリ十日
間地之並ニ職域義勇隊ヲ初出動ヤレノ市内
ノ戦災跡地ノ

(1) 焼トタン金屋類屑物ノ整理

(2) 水道漏水箇所ノ探查

(3) 四十米以上ノ道路ノ障害物ノ除去
等ノ作業ヲ實施中ナリ

五 軍事教練、講演會、講習會等ニ依ル啓蒙運動

國民義勇隊ハ戰局ニ即応シ其終ニ組織
ニ於テ戰鬥隊ニ転移スヘキモノナルヲ以テ
同隊ニ對スル軍事教育モ軍方面ノ指導
ニ依リ實施中ナルモノ 又市町村隊等ニ
於テ夜間活動中ノ生産労働ニ支障ナ
キ時周ヲ選ヒテ自発的ニ實施中ナル
モノモ相當數ニ上リツ、アル現況ナルガ
本訓練ニ関シテハ敵上陸ノ危機ヲ控
ヘ一般國民モ相當ノ熱意ヲ以テ之ニ
從事シタルモノ、如ク目下ノ如ク戰力増
強等一般生産ヲ阻害スルト云フカ如キ

批判 七 十 中 七 ノ 如 シ

(1) 北海道

管下美幌所義勇隊ニ於テハ駐屯軍ト協力幹
部教育ト戰場精神ノ昂揚ヲ企圖シ六月十
五日幹部三一名ニ對シ各但教練ヲ指導彈投
擲刺突訓練並ニ分隊教練ヲ實施セリ
函館市義勇隊ニ於テハ函館聯隊区司令部
ノ指導ノ下ニ隊組單位ニ所核訓練ヲ六月
二十四日又降突施行ナリ

(2) 茨城縣

東部軍管区司令部ニ於テ六月甲部聯合國民

義勇隊長令副隊長ノ一部ヲ召集シ、令司令部 山崎少將 水谷大佐等出張、義勇隊（戰鬥隊）ノ編成 配置 運用ニ関シ故 旨ヲ實施セリ

(3) 福岡縣

山内郡聯合義勇隊ニ於テハ六月十日ヨリ四日間夜間ニ於テ一般隊員ニ軍事訓練ヲ實施セリ

其ノ他ニ新沓縣ニ重縣等大部ノ府縣ニ於テ此種教育訓練ヲ實施シタル狀況ナリ

國民義勇隊、本質ニ因リテ一般隊員ハ
勿論幹部ニ於テモ此力正シキ認識
ヲ把握セルモノ歟ナキヲ以テ此等幹
部並ニ一般隊員ニ對シテ義勇隊
ノ性格ヲ解明シ從来ノ勤勞奉仕的
団体或ハ大政翼賛會或國民運動
ナリトスル觀念ヲ是正スル爲其
編成ノ趣旨活動要領ヲ普及徹底セ
シメ旺盛ナル皇國ヲ獲得ノ精神ヲ昂
揚セシムルヲ幹部ニ對シ又ハ一般隊
員ニ對シ啓蒙的ナル講習會講演會

可宛催スル府縣モ相當アリ 即チ

ハ東京都

自七月五日至八月四日^{四日}三十日間所屬各階級
幹部ニ對シテ隊編成趣旨活動要領並ニ
運用等ニ關スル講習会ヲ宛催シ

以茨城縣

民間有志ヨリ成ル國民義勇隊推集本部ハ
國民義勇隊ノ迅速ナル活動ヲ期スル爲
本部ノ活動ニ積極的ナル協力ヲ寄セ

天吹正吾
雨谷菊天
外ニ名

可講師トシ義勇隊ノ性格結成ニ關シ講演
会ヲ宛催シ茲ニ幾運動ヲ展開中ナリ

六、其他稍特異ナル活動ト認めラル、モノ

三、皇親

飯南郡射和村國民義勇隊長

陸工出身 陸軍予備中尉 坂本祐三

ハ累迫セル戰局、現状ヨリシテ、食糧増

産ハ刻下ノ急務ナルニ不拘、農辰民思想ハ

戰時下ニ於ケル國民生活、皇臣ト諸物資~~増~~

出ニ対スル負担加重ヲ理由トシ、一級農科

ニ対スル熱意~~念~~シテ、小作地返還等ニ出ワ

ルモノアリ、此等ニ推移セシカ、到底初期ノ目

的ヲ達シ得スルナシ、農辰村生産体制ノ確

立ノ要ヲ痛感シ、農民ヲ軍隊化スルト共ニ

従来ノ共同作業ヨリ、更ニ一歩ヲ進メ、共

同経営ニ移スルヲ指導訓練シ勤業ヲ
至増産意欲ノ昂揚ヲ期シ巧ニ他人
経営ノ欠陥ヲ是正シ大農経営ノ長所
ヲ發揮スヘク努力す

ナル模範ナルモ本運動ノ真意ハ時局
下適切ナルモノナラニ被認モ義勇隊
長ノ他人的農村觀ヲ隊組織ヲ利シ
其ノ意圖ヲ實現セントスル傾向モ觀取
セラルニ本ノ思想動向ニ見
内偵中ナリ

七國民義勇隊ノ運用出勤ニ関スル要望事

項並ニ批判

一 億國民ハ各自ノ職域ニ於テ統制ヲ
其ノ他戰時生産車ハ食糧増産ニ取
斗シ國民運動組織ノ面ニ於テハ義
勇隊活動ニ於テ出勞シワマアルカ
隊組織ノ網羅的ナルニトシテ
準備期間トシテノ余裕乏シク
間一般國民各層ニ對スル徹底セル指
導方策ヲ構スル旨ナカリシ爲一般
ニ盛リ上ル戰意ノ昂揚ハ未タ低調ナ
ルモノアリシ之カ対策ニ則シテハ各

官モ各省ニ依ツテ各其見解ト意
圖ヲ異ニシテホル

又全國民ヲ打ツテ一丸トスヘキニ不拘政治

性ノ強クモノ或ハ強キ背景ヲ有スルモノ

ヲ残レ従来相当迄捲テ活動ヲシテモ

ノテモ不然モノハ解散セシメタリ此等

ハ一貫シテ確キタル方針カ無ク爲タ

山越部ハ雲所長

ハ雲國民義勇隊長 宇部貞次郎

軍部ハ防衛又ハ戰鬥カ方一ナリトシ

道方ハ兵站業務又ハ軍需生産力

方一任務タト云ヒ而モ何レモ自係方面

ト諒解者タト云フ 斯ク根本的ニ異ル
モノヲ諒解者タトハ可怪シイ語テ之
ハ根本的ニ政府ノ方針ニ不勤ナモノカ
無イカラタ 何方テモヨク 國民ノ綱
ヲ如何ニ明示シテ莫ヒタイ

前北海道翼賛壯年團長 山石沃 誠
北海道義勇隊 幕僚

最後、國民運動組織タル 國民義勇隊
ハ戰鬥隊ニ轉移スル場合カアリ 之カ現
戰局下必然的ニニ重シク指導面ヲ持ツタ
メ 其ノ指導モ多元的テアリ 諒ニ煩
雜ナル 之ハ隊自体トシテ敏速ト活動
カ出来ナイ事ニナル 又國民義勇隊

トレテ中央ニ本部ヲ有シナイ爲 各省カ
ラ地方庁ニ指令カアリソレヲ府縣本部ニ
移牒スルトイワタ具合ニハ待ラサル日時ト
機自ノ經田トニ依リ敏速ヲ欠クハ是正ス
ハキテアル

北海道労働事務局長
北海道義勇隊幕僚

久正朔

和ハ指導ノ一元化方針ノ不変更又

特設防護團ハ工場事業場ニ於テル

解散ト職域義勇隊編成ノ場合

市町村長ノ承認ノ手續ノ省略ヲ

主張シタケ

等國民義勇隊ノ運営ニ関シ指導可

府縣ニ於テ其觀テナル努力ヲナシ
アルカ 國民義勇隊ノ運営ニ
スル地方ノ一部要望ヲ是ルニ

中央若ハ地方總盟ニ府等ニ強カ
ル統率機関ヲ設ケ指導ヲ育成
ヲ強ヒセラレタキ事

乙 國民義勇隊ノ指導機関ヲ統一
シ一元化ニセラレタキ事

丙 在リ即チ國民義勇隊運用上
ノ農民義勇隊結成ニ依リ府縣本部
ト戰時農業田トノ指揮系統ノ

競合

2. 府縣義勇隊本部と産業報国会

労務報国会との関係

3. 義勇隊出勤と一般労務調整

(学生者主管)との関係

2. 國の將來強力ナル隊活動推進上慎重

考慮ヲ要スルモノアリ

今此等ニ関スル各方面ノ意向ヲ是レ

川崎王縣

縣本部方面